

# 理・美容所の使用前検査について

使用前検査日程：令和 年 月 日（ ）： から

■検査は以下＜使用前検査の確認事項＞に沿って行います。

- 施設の構造設備、器具等を確認しますので、営業者または施設全体を把握している方が必ず立ち会い、ご対応をお願いします。
- 検査時間は15分程度を予定しています。

■注意事項

- 確認が円滑にできない場合は、予定時間より長くなることがあります。
- 確認ができない場合や、構造設備等に不備がある場合は、改善後、後日再検査となります。

＜使用前検査の確認事項＞

チェック欄	確認事項等	備考
1	<input type="checkbox"/> 待合場所を設け、作業場所と分けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 衛生上及び安全上の観点から支障ある場合（※）には壁、棚、衝立等で作業場所と分けること</li> <li>※ 具体的には、施術に伴う毛髪や血液、体液が待合所で待機している客へ飛散するおそれのある場合やシザーや剃刀といった器具が待合所で待機している客に誤って当たるおそれのある場合をいう。</li> </ul>
2	<input type="checkbox"/> 床及び腰板が <u>不浸透性材料</u> であること（コンクリート・クッションフロアシート・ビニルシート・リリウム・木板 等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 清掃が容易に行える材料であること</li> <li>• 絨毯、たたみ、ふすま、障子等は適さない</li> </ul>
3	<input type="checkbox"/> 作業面の照度を100ルクス以上に確保できる設備があること	
4	<input type="checkbox"/> 空気1L中の炭酸ガスの量を5cm <sup>3</sup> 以下に保つことができる施設構造を有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 規模に応じた性能の換気扇があることが望ましい</li> </ul>
5	<input type="checkbox"/> 洗場が <u>流水装置</u> であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手指、器具等を洗うため十分な水量が確保されていること</li> <li>• <u>専用のシンク（上水道）が原則</u></li> <li>• <u>他施設、トイレの洗面、シャンプー台との併用不可</u></li> </ul>
6	<input type="checkbox"/> <u>ふた付きの汚物箱、毛髪箱</u> があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 毛髪専用と汚物専用の<u>最低2個</u></li> <li>• 髪のカットをしない場合（まつ毛エクステンション等）でも<u>毛髪箱は必要</u></li> </ul>

7	<input type="checkbox"/>	外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料が常備されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出血した場合の応急手当として必要 (例) 傷口面の消毒薬、絆創膏、ガーゼ、包帯</li> </ul>
8	<input type="checkbox"/>	<p>皮膚に接する器具<sup>(※)</sup>を、消毒済みと未消毒とを区別して収納するために必要な設備があること</p> <p>(※) はさみ、カミソリ、くし等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用後(消毒前)の器具を入れる容器と消毒した後に保管する容器</li> <li>・ 器具が入る大きさの容器であれば良い</li> <li>・ 消毒後の保管容器は、埃等が入らないよう <ul style="list-style-type: none"> <li>①ふた付きのもの</li> <li>②または、<u>棚や引き出し</u>に入れて保管</li> </ul> </li> </ul>
9	<input type="checkbox"/>	消毒設備を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒方法の内、<u>血液が付着している物の消毒</u>に対応できる方法を1つは設けること</li> <li>・ <u>薬剤濃度</u>が適当であること(法施行規則)</li> </ul> <p>【血液が付着している物の消毒方法】</p> <p><b>煮沸消毒器による消毒</b>：沸騰してから2分間以上煮沸する。</p> <p><b>エタノールによる消毒</b>：76.9～81.4%エタノール液(消毒用エタノール)中に10分間以上浸す。</p> <p><b>次亜塩素酸ナトリウムによる消毒</b>：0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度1,000ppm)中に10分間以上浸す。</p> <p>※「消毒用エタノール」の表記があるものは、濃度が76.9～81.4%に調整されている。その他薬剤(次亜塩素酸ナトリウム等)は、市販の原液を薄めて使用する。</p>
10	<input type="checkbox"/>	理・美容所と住居その他の施設とを分けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居、他の施設とは障壁等で分けられていること</li> </ul>
11	<input type="checkbox"/>	作業場所と待合場所の床面積の合計が、13㎡以上あること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化粧、結髪、まつ毛エクステンション等のみを行う美容所は、この限りではない</li> <li>・ 3席を超える理容所は、13㎡に3席を超える1席ごとに3.3㎡の面積以上必要</li> </ul> $13 + 3.3 \times (\square - 3)$ <p>□は席の数</p>
12	<input type="checkbox"/>	<p>【美容所と理容所を同一の建物で開設する場合】</p> <p>美容所と理容所の作業場所及び待合場所とをそれぞれ分けること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に理容所と美容所の作業場所の間には、障壁を設ける等をし、<u>美容師、理容師が容易に行き来できない構造とする</u></li> <li>・ 重複開設の届出をしている場合は、区分は不要</li> </ul>